

十勝中央合併協議会規約に関する協議書

幕別町長、更別村長及び忠類村長（以下「関係町村の長」という。）は、十勝中央合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する関係町村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わすものとする。

記

1 会長（規約第6条第1項関係）

会長は、幕別町長とする。

2 会長の職務代理（規約第7条第2項関係）

会長の職務を代理する副会長の順位は、次のとおりとする。

第1順位 更別村長

第2順位 忠類村長

3 事務局（規約第14条第2項関係）

事務局の事務に従事する職員は、次のとおりとする。

所属団体	幕別町		更別村		忠類村	
職名及び氏名	企画室長	金子 隆司	総務課 参事	阿部 義昭	企画課 主幹	原田 雅則
	企画室 参事	飯田 晴義	総務課 主幹	三好 光幸	企画課 主幹	細澤 正典
	企画室 副主幹	森 範康	総務課 主任	前田 貴広	企画課 主事	甲谷 英司
	企画室 主事	和田 智旭				

4 経費の負担（規約第15条関係）

協議会に要する経費の負担は、全戸配布を行う広報媒体の経費に係る町村負担金については世帯数割、その他の経費に係る町村負担金については均等割とする。

5 監査（規約第16条第1項関係）

監査を行う者は、更別村及び忠類村の監査委員各1名とする。

6 その他

この協議内容等に変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係町村の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年12月25日

中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長 岡田和夫

河西郡更別村字更別南1線93番地

更別村

更別村長 宇村豊治

広尾郡忠類村字忠類439番地の1

忠類村

忠類村長 遠藤清一